

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県自然環境保全条例施行規則

の一部を改正する規則
告 示

○福島県立自然公園条例により屋外において集積し、又は貯蔵することを規制する物を指定する件の一部を改正する件

規 則

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第十号

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年福島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 公園事業(第一条―第十一条)
- 第二章 保護及び利用(第十二条―第十九条)
- 第三章 生態系維持回復事業(第十九条の二―第十九条の六)
- 第四章 風景地保護協定(第十九条の七―第十九条の九)
- 第五章 雑則(第二十条―第二十二条)

附則

第二章から第十一条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第二条 条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

第三条 条例第十条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

四 条例第十条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、国又は市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に關し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用又は使用をする必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第四条 条例第十条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第十条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第五条 条例第十条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更を必要とする理由
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第十条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第三條第二項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第六条 条例第十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とした理由

(承継の承認の申請)

第七条 条例第十二条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下「合併法人等」という。)の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 二 第三條第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第十二条第二項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
- 三 公園施設の種類の

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第三條第二項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
- 二 被相続人との続柄を証する書類
- 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第八条 条例第十三条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類の
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
- 四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱

2 前項の届出書には、第三條第二項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(同意又は認可の失効の届出)

第九条 条例第十四条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類の
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第三條第二項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 法令又は他の条例の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第十条及び第十一条 削除

第十二条を削り、第十二条の二を第十二条とし、同条の前に次の章名を付する。

第二章 保護及び利用

第十三条第一項中「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に、「の申請」を「を受けようとする者」に改め、「の各号」を削り、「提出して行うものとする」を「知事に提出しなければならない」に改め、同項第一号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第十三条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同条第三項中「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に改める。
第十三条の二中「第十三条第三項第十号」を「第二十一条第三項第十一号」に改める。
第十三条の三の見出し中「第十三条第三項第十三号」を「第二十一条第三項第十六号」に改め、同条中「第十三条第三項第十三号」を「第二十一条第三項第十六号」に改め、「いう。」の下に「の財産権を尊重し、土地所有者等」を加える。
第十四条第一項中「第十三条第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同項第一号を次のように改める。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第十四条第二項ただし書中「第十三条第五項」を「第二十一条第五項」に改める。
第十五条中「第十三条第七項第三号」を「第二十一条第七項第四号」に改め、同条第六号中「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第十号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 受信アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。
- 第十五条第十七号の二の次に次の十八号を加える。
十七の三 宅地内の木竹を損傷すること（条例第二十一条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）
十七の四 自家用のために木竹を損傷すること。
十七の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
十七の九 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
十七の十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

- 十七の十五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第三項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
十七の十六 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
十七の十八 県、国又は地方公共団体（県を除く。）が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
十七の十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）
十七の二十 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
第十五条第二十八号中「第十三条第三項第十号」を「第二十一条第三項第十一号」に改め、同条第二十八号の六を同条第二十八号の十六とし、同号の次に次の四号を加える。
二十八の十七 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第二十一条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）
二十八の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
二十八の十九 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの
ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。
イ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
二十八の二十 家畜を係留放牧すること（条例第二十一条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）
第十五条第二十八号の五を同条第二十八号の十五とし、同号の前に次の四号を加える。
二十八の十一 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
二十八の十二 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十四 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条第二十八号の四中「(平成十四年法律第八十八号)」を削り、同条第二十八号の十とし、同条第二十八号の三中「(平成四年法律第七十五号)」を削り、同条第二十八号の九とし、同条第二十八号の二を同条第二十八号の八とし、同条第二十八号の次に次の六号を加える。

二十八の二 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動物植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を採取し、又は損傷すること。

二十八の三 農業を営むために条例第二十一条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

二十八の四 森林の整備及び保全を図るために条例第二十一条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十八の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第二十一条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

二十八の六 宅地内に木竹を植栽すること。

二十八の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十五条第二十九号中「第四条第六項に掲げる」を「第五条第六項に掲げる」に改め、同条第三十号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第三十号の十四中「若しくは」を「又は」に改め、「立ち入ること」の下に「(土地又は木竹の所有者又は使用者及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)」を加え、同条第三十号の十五及び第三十号の十六中「第十三条第三項第十三号」を「第二十一条第三項第十六号」に改め、同条第四十三号及び第四十四号を次のように改める。

四十三 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に

掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基き行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

四十四 前各号に掲げる行為に付帯する行為

第十五条第四十五号から第四十七号までを削る。
第十五条の三中「第十四条第三項第五号」を「第二十二条第三項第六号」に改め、同条第一号中「第二十八号の三、第二十八号の四」を「第二十八号の五、第二十八号の九、第二十八号の十」に、「第四十号及び第四十三号」を「及び第四十号」に改め、同条第二号中「第二十八号の二」を「第二十八号の八」に改め、同条第二十三号中「付帯する」を「付帯する」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第十五条の四中「第十五条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改める。
第十五条の五第一項中「第十五条第二項」を「第二十三条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(条例第二十三条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

第十五条の五第二項中「利用者」を「申請者」に改める。

第十五条の六第一項中「第十五条第四項」を「第二十三条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改める。

第十五条の七中「第十五条第五項」を「第二十三条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 再交付を必要とする枚数(条例第二十三条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

第十五条の十二中「第十八条第五項」を「第二十六条第五項」に、「第二十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第十五条の十三とする。

第十五条の十一中「第十八条第四項」を「第二十六条第四項」に改め、同条を第十五

条の十二とする。

第十五条の十第一項中「第十八条第二項前段」を「第二十六条第二項前段」に改め、同条第二項中「第十八条第二項後段」を「第二十六条第二項後段」に改め、同条を第十五条の十一とする。

第十五条の九第一項中「第十八条第一項前段」を「第二十六条第一項前段」に改め、同条第二項中「第十八条第一項後段」を「第二十六条第一項後段」に改め、同条を第十五条の十とする。

第十五条の八第一項中「第十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十五条の八第二項第五号中「第十六条第三項各号」を「第二十四条第三項各号」に、「証する」を「説明した」に改め、同条を第十五条の九とする。

第十五条の七の次に次の一条を加える。

(他の利用者による監督の下に立ち入ることができる者の要件)

第十五条の八 条例第二十三条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第十六条第一項中「第二十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第三十一条第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の目的

三 行為地及びその付近の状況

四 行為の完了予定日

第十七条中「第二十三条第一項第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、同条第一号中「海面」を「海域」に改め、同条第二号中「海面の」を「海域の」に改める。

第十八条中「第二十三条第七項第三号」を「第三十一条第七項第四号」に改め、同条第一号中「第十一号」を「第十一号の二」に改め、同条第二号中「第四十七条第四号」を「第四十七条第二号」に改め、同条第十六号中「付帯する」を「付帯する」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲

出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるもの)であり、かつ、当該催しに関し、国又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

第十九条の見出し中「添付図面」を「添付図面等」に改め、同条第一項中「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二項及び第三項」に、「第三十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十三条第二項及び第三項」に、「図面」を「図面又は書類」に、「添付図面」を「添付図面等」に改め、同条第三項中「第十三条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十三条第四項」を「第二十一条第四項」に、「第二十三条第一項」を「第三十一条第一項」に、「添付図面」を「添付図面等」に改める。

第十九条の四中「第三十一条」を「第四十三条」に、「第三十二条」を「第四十四条」に改め、同条を第十九条の九とする。

第十九条の三中「第二十九条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第三十二条」を「第四十四条」に改め、同条を第十九条の八とする。

第十九条の二中「第二十八条第三項第三号」を「第四十条第三項第三号」に改め、同条を第十九条の七とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 風景地保護協定

第十九条の次に次の一章を加える。

第三章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第十九条の二 国又は市町村が、条例第三十七条第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その生態系維持回復事業計画の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第十九条の三 県、国及び市町村以外の者が、条例第三十七条第三項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 条例又は自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十九条の四 条例第三十七条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第三十七条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十九条の五 条例第三十七条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、

同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十九条の六 条例第三十七条第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

第二十条中「第二十一条第二項、第二十五条第三項、第二十七条第三項若しくは第四十条第四項又はこの規則第九条第二項」を「第十五条第三項、第十六条第二項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第五十二条第四項」に、「当該職員」を「これらの規定に規定する者又は職員」に改め、同条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第二十一条中「第四十一条第三項」を「第五十三条第三項」に、「もの」を「者」に改め、「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

別記様式中「第21条第1項、第25条第2項、第27条第2項及び第40条第1項並びに福島県立自然公園条例施行規則第9条第1項」を「第15条第2項、第16条第1項、第29条第1項、第33条第2項、第35条第2項及び第52条第1項」に、「当該職員」を「者又は職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二十九号、第十五条の五第一項第一号及び第二項、第十五条の七第一号並びに第十八条第二号及び第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の福島県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」とい

う。）第二条の申請書に係る申請がされた場合における認可及び当該認可に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に旧規則第四条第一項の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に旧規則第四条第一項の規定によりされた承認（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、福島県立自然公園条例及び福島県自然環境保全条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第五十二号。以下「改正条例」という。）による改正後の福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号。以下「新条例」という。）第十条第六項の規定によりされた認可とみなす。

5 この規則の施行前に旧規則第五条の規定によりされた承認の申請は、新条例第十三条の規定によりされた届出とみなす。

6 この規則の施行前に旧規則第六条第一項の規定により承認の申請がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

7 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第八条第一項の規定により届け出なければならぬこととされている事項のうち同項第五号に掲げる事項の届出については、なお従前の例による。

8 この規則の施行前に旧規則第三条第一項、第四条第一項、第五条若しくは第九条第三項の規定又は旧規則第十条若しくは第十二条の規定による命令に違反した行為（附則第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

9 この規則の施行前に改正条例による改正前の福島県立自然公園条例第九条第三項の認可を受けた者（この規則の施行後に附則第二項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）については、この規則第十四条第三項の規定の適用については、旧規則第七条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第二項、第三項又は第六項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新条例第十条第十項の規定により付された条件とみなす。

10 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

11 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この規則の施行後においては、改正後の福島県自然公園条例施行規則の相当規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

(自然保護課)

福島県規則第十一号

福島県自然環境保全条例施行規則

福島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の六」に改める。

第二条中「第十五条第十項第二号」を「第十五条第十項第三号」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一号ウ(二)中「第十号及び第十号第八号」を「第十三号及び第十号第十一号」に改め、同号ウ(四)及び(三)中「付帯する」を「付帯する」に改め、同条中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第九条中「第十五条第十項第二号」を「第十五条第十項第三号」に改め、同条第十号中「付帯する」を「付帯する」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八号第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八号の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、「犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十条中「第十五条第十項第三号」を「第十五条第十項第四号」に改め、同条第一号又中「第十号」を「第十三号」に改め、同条第十号中「付帯する」を「付帯する」に、

「第七号」を「第十号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために、木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

オ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ク 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四

条第三項に規定する国内希少野生動物植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ハ 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして森林の整備及び保全を図るために条例第十五条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十五条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第十五条第四項第九号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第十一条中「第十六条第三項第四号」を「第十六条第三項第五号」に改める。

第十二条中「第十六条第三項第五号」を「第十六条第三項第六号」に改め、同条第一号中「第九号ア」を「第十二号ア」に、「第九号ウ」を「第十二号ウ」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に、「附帯する」を「付帯する」に改める。

第十三条第一項中「第十六条第三項第六号」を「第十六条第三項第七号」に改める。

第十六条中「第十七条第六項第三号」を「第十七条第六項第四号」に改める。

第十七条中「第十七条第六項第四号」を「第十七条第六項第五号」に改め、同条第六号エ中「第十号第九号エ」を「第十号第十二号エ」に改め、同条第七号中「附帯する」を「付帯する」に改め、第二章中同条の次に次の五条を加える。

(生態系維持回復事業の確認)

第十七条の二 国又は市町村が、条例第十九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第十七条の三 国及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 条例又は自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十七条の四 条例第十九条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第十九条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十七条の五 条例第十九条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十七条の六 条例第十九条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

第四十一条第一項及び第三項中「第十六条第三項第六号」を「第十六条第三項第七号」に改める。

第三号様式(表)中「写真はり付け」を「写真貼り付け」に改め、同様式(表)中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五号様式(表)中「写真はり付け」を「写真貼り付け」に改め、同様式(表)中「第十六条第三項第六号」を「第十六条第三項第七号」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第六号様式(表)中「写真はり付け」を「写真貼り付け」に、「行なう」を「行う」に改め、同様式(表)中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第八条第一号ウ(四)及び(三)、第十条第十号(「附帯する」を「付帯する」に改める部分に限る。)、第十二条第三号及び第四号並びに第十七条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島県自然環境保全条例施行規則第八條の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)第十五条第四項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県自然環境保全条例施行規則第三号様式、第五号様式及び第六号様式による身分証明書は、その有効期間内においては、それぞれ改正後の福島県自然環境保全条例施行規則第三号様式、第五号様式及び第六号様式による身分証明書とみなす。

告 示

福島県告示第百四十一号

福島県立自然公園条例により屋外において集積し、又は貯蔵することを規制する物を指定する件（平成十五年福島県告示第百八十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「第十三条第三項第七号」を「第二十一条第三項第八号」に改める。
(自然保護課)

(自然保護課)